

茨城県立大洗高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「茨城県立大洗高等学校いじめ防止基本方針（以下「大洗高校の基本方針」という。）を策定いたしました。

学校として、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや生徒一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな成長を支援する。

いじめは、人格に関わる重大な問題である。いじめを許したり、その行為をはやし立てたり、傍観する行為は絶対に許さない。

令和 7 年 4 月

茨城県立大洗高等学校長 小貫 弘一

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

（１）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

（２）いじめの禁止

法第 4 条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

（３）教職員の認識すべき事項（別添資料 1 参照）

いじめの防止等に関しては、以下の 5 点を全職員が認識して取り組む。

- ア いじめはどの子供にも起こりうる、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。
- イ 何がいじめなのかを具体的に認識できるような方策をとることによって、生徒と教職員がいじめが何かについて常に意識する。
- ウ いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆

候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をする。

(4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

2 「大洗高等学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者とする。ただし緊急を要する場合には、必要に応じた構成員を招集し、その機能を果たすこととする。

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(4) 会議は次に上げる事務を所掌する。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。

ウ いじめ問題の認知とその対応に関すること。

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

オ いじめの相談窓口として相談を受けること。

カ 教職員研修の企画、立案に関すること。

キ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 会議は校長が招集する。

(6) 会議は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があつた場合、その都度臨時会とし招集する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、学級活動やホームルーム活動

授業、学級活動やホームルーム活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ア) 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

(イ) ホームルームでの話し合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくいホームルームの環境をつくりだす。

(ウ) 配慮が必要な生徒に対する理解を深めるための指導や相互に違いを認め合うことができるホームルーム経営を行うことによって、ホームルームを生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

イ 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

(ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

(イ) 学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

(ウ) 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、

スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

(ア) 日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。

(イ) 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

(ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。

(エ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

(オ) 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

エ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例 以下の（ア）～（オ）等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

(ア) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

(イ) 朝のショートホームルーム等で、いつもより元気がない。

(ウ) 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の生徒とあまり話さない。

(エ) 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

(オ) 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

オ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けことができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を年に3回行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するな

ど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、学校ホームページや緊急情報メール配信システム、生徒指導だよりを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめの防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を県教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

オ 重大事態の調査と報告（詳細は6）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳

細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、県教育委員会を通じて知事へ報告する。知事が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

カ いじめの解消

被害者に対して心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットと通じて行われるものも含む）が、少なくとも3か月以上の期間止んでおり、かつ、被害者が心身の苦痛を感じていないとき、いじめは解消されたものとする。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

（１）保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起きた場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

（２）地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起きた場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

（３）関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

（４）学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

（５）その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携して

いじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 知事への報告

上記調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を

防止する。

(9) チェックリストの活用（別添資料2）

学校いじめ対策組織の組織整備等、平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検を実施する。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5項目に関しての評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

- ア 生徒の自己指導能力を高めることができた。
- イ 生徒の自己有用感を高めることができた。
- ウ 生徒の規範意識を高めることができた。
- エ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、県教育委員会を通じて知事へ報告できた。（重大事態があった場合）
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

(令和5年5月22日一部改正)
(令和7年2月25日一部改正)

【別添資料 1】学校のいじめ対応について

1 いじめの訴え・いじめを受けていると思われる状況の把握 ○ 以下の点について、いじめを受けていると思われる生徒等から聴き取り ・時期 ・場所 ・誰が ・誰に ・受けている行為の概要 - 等 ※メモ等は必ず保管し、特定の教員で抱え込まないようにする
2 高校教育課への第 1 報（電話による） ○ 以下の点について、県教委に報告 ・いじめの訴え等の内容 ・第 1 回学校いじめ防止対策会議の日程等 ※被害生徒の自殺の危険性を確認し、必要な支援（緊急 S C、S S W 派遣等）を講ずる
3 第 1 回学校いじめ防止対策会議（いじめの訴え等があったら、すぐに開催） ○ 関係職員間での情報共有 ・いじめの訴えの内容、被害生徒の現在の状況等について共有 ○ いじめの有無を確認するための措置を講じる ・聞き取り・アンケート等の方法・時期・手順等について協議 ※この時点で、いじめの有無を判断することはできない ○ 被害生徒・保護者に、いじめの有無を確認するための措置に関する情報提供 ・被害生徒・保護者に対し、調査方針を十分に説明する ※被害生徒・保護者への説明が不十分であると、繰り返し調査を行う可能性が生じる
4 調査 ○ 第 1 回学校いじめ防止対策会議で決定した調査方針に従い調査 ・いじめの疑いがある行為を 1 点ずつ調査
5 第 2 回学校いじめ防止対策会議（いじめの有無の確認） ○ 調査結果の共有 (例)・○月○日○○が○○に聞き取った結果、○○は行為 1 を見ていた ・○月○日アンケート調査を実施した結果、行為 2 に関する記述はなかった ○ いじめの有無の検討（必ず、組織的に判断すること） (例)・行為 1 ○○ということから総合的に判断し、いじめを認知した ・行為 2 ○○ということからいじめを認知しない ○ 認知したいじめの態様確認 ○ 被害生徒と保護者への調査結果報告・支援内容の共有 ○ 加害生徒への指導・加害生徒保護者への助言内容の共有 ※いじめを認知しなくても、生徒・保護者への説明を行い、見守りを継続すること

6 高校教育課への第2報 ← (様式3-1) 報告書1による
○ いじめの有無等を県教委に報告 ・ 調査結果やいじめの態様、被害生徒・保護者への説明結果、今後の対応等を報告 ※いじめを認知しなかった場合も、報告書1の提出が必要 ※いじめに該当し得る事例 ・ 好意から行った行為が結果的に被害生徒を傷つけたケース ・ 加害生徒に無視したつもりはないが、被害生徒が「無視された」と訴えたケース ・ けんかや口論等、「人間関係上のトラブル」と捉えられ得るケース ※被害生徒が複数いる場合、人数分作成する

【以下、7～10 はいじめを認知した場合の対応】

7 いじめ解消に向けた対応
○ 被害生徒と保護者への支援 ・ 学校の支援内容等を適宜情報提供 ・ 被害生徒に寄り添った対応を行い、徹底的に守り通す ・ 役割分担を明確にする (例) 学年担当：被害側に寄り添う対応 生徒指導主事：法令に基づき説明 等 ○ 加害生徒への指導・加害生徒保護者への助言 ・ 指導内容については、学校の裁量で判断 ※法的な助言が必要だと判断される場合、スクールロイヤーの活用を検討

8 定例の学校いじめ防止対策会議
○ いじめ解消に向けた対応を随時確認

9 第3回学校いじめ防止対策会議 (※目安：いじめの認知から3か月以上経過後)
○ 以下の2点から、いじめの解消について組織的に判断 ・ いじめ行為が目安として約3か月間収まっていること ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと ※「心身の苦痛を感じていないこと」を面談等により確認 ※いじめ被害の重大性等から、3か月間より長期の期間を設定することも可能 ○ いじめが解消したと判断したことを、被害生徒・保護者に説明 ※いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、注意深く経過観察すること

10 県への第3報 ← (様式3-2) 報告書2による
○ いじめの解消について県教委に報告 ・ いじめが解消したと判断した理由を報告 ・ 学校のいじめの再発防止策を報告

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い生徒について、当該生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐